

## 弁護士法人苗村法律事務所主催ハイブリッドセミナー

# 営業秘密

### その要件—侵害への対応—営業秘密のコンタミへの実務対応

近頃、営業秘密を不正に競合他社に持ち込んで使用したとの刑事事件が世間を騒がせています。営業秘密については、営業秘密侵害罪という刑事罰が導入され、平成 23 年に刑事訴訟手続の整備が行われた後、刑事事件とされるケースが増えています。私たちが担当した事件でも刑事事件が先行し、証拠の収集には大きく役立ちました。本セミナーでは、多くの営業秘密の侵害事件に関わっている弁護士が、副題をそれぞれ解説させていただきます。皆様の今後のヒントになりますので、ぜひ多数のご参加をお待ちします。当事務所はウェビナーを続けてまいりましたが、今回は対面とウェブのハイブリッドで行います。久々に皆様にお会いできるのを楽しみにしております。もちろんウェブでの参加も可能ですので、どうぞお気軽にご参加ください。

【 日 時 】 令和4年11月22日（火）午後3時00分～午後5時00分

【 形 式 】 堂島ビルディング9階会議室での対面および Zoomによるウェビナー  
Zoom ウェビナーでご参加の場合、皆様のお顔や音声映し出されることはありません。質問はチャット又は Q&A 機能でお受けしますこと、ご了承ください。

【 講 師 】 弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子  
弁護士法人苗村法律事務所 所長  
1983 年大阪大学卒業、1996 年シカゴ大学 L.L.M 修了  
国際案件を中心に、倒産事件から知財事件まであらゆる企業法務に対応している。9 万枚の設計図の不正取得事件で 5 億円を超える賠償金を得る勝訴事件、エディオン対上新の事件でも差止めに加え賠償請求についても一部勝訴を勝ち取っている。

弁護士・ニューヨーク州弁護士 田中 敦  
弁護士法人苗村法律事務所 パートナー  
2008 年京都大学法科大学院修了、2019 年カリフォルニア大学バークレー校 L.L.M 修了。国内外での実務経験を有し、営業秘密に関する案件に多数携わっている。営業秘密に関する米国法令（DTSA 等）の研究実績のほか、不正競争防止法に関連する執筆多数。

【 対 象 】 企業の法務、総務、労務ご担当者様

【 参 加 費 】 無料

【 申 込 方 法 】 次頁の参加申込書に必要事項をご記入の上 E メールにてお申込ください。

【 人 数 】 会場ご参加は 40 名まで（会場ご参加は、定員になり次第締め切らせていただきます。）

## 「営業秘密セミナー」参加申込書

下記にご記入の上、以下のメールアドレスに、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメールでお申し込みください。後日Eメールで、対面でご参加の方には受講票を、ウェブ参加の方には参加用リンクをお送り致します。

e-mail アドレス: seminar@namura-law.jp

貴社名				
住所	〒			
電話番号			FAX 番号	
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mail アドレス	参加方法
				対面 ウェブ
				対面 ウェブ
				対面 ウェブ

\*勝手ながら会場にお越しいただく方は1社1名様でのご参加でお願いいたします。ウェブでのご参加に定員はございませんので、複数のご参加の場合には対面での1名様以外の皆さまのウェビナー受講のお申込をお願いいたします。

**お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所**

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階

TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131



「知財ってなに」のHP <https://www.chizai.info/>で登場します「しょうこ」です。このサイトでN弁護士に営業秘密について尋ねています。このセミナー、私も受講したいと思っています。皆様もぜひご参加ください。